

運営規定の概要

フリガナ 事業所名	ケンコウクラブ ユザワ 健康倶楽部ゆざわ		サービスの種類	小規模多機能型居宅介護						
所在地	〒949-6103 新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽151-116		事業所番号	1595800028						
連絡先	電話番号	025-787-1101	フリガナ 管理者	モリシタ ミキ 森下 美紀						
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の 休日	なし
提供時間	通い	8:30~17:30							備考	
	宿泊	20:00~7:00								
	訪問	24時間								
利用料	法定代理受領分		介護報酬の告示上の額(別掲)							
	法定代理受領分以外		介護報酬の告示上の額(別掲)							
その他の費用	朝食350円・昼食650円・夕食600円 宿泊費1,500円 光熱水費 700円 紙おむつ 実費 教養娯楽費 実費									
通常の事業の 実施地域	①南魚沼郡湯沢町									
	備考									

従業者の勤務の体制

介護従事者	職 種	常勤・非常勤の別		専従・兼務の別		兼務の場合 兼務する職種
		常 勤	非常勤	専 従	兼 務	
モリシタ ミキ 森下 美紀	介護支援専門員	○			○	管理者 介護職員(介護福祉士)
ナミキ レイコ 並木 玲子	介護職員 (介護福祉士)	○		○		
タカハシ マサカズ 高橋 正和	介護職員 (介護福祉士)	○		○		
オノヅカ レイコ 小野塚 玲子	介護職員 (介護福祉士)	○		○		
ワタナベ ミドリ 渡邊 みどり	介護職員 (介護福祉士)	○		○		
ウメサ マユミ 梅澤 真弓	介護職員 (介護福祉士)	○		○		
カサタ ケンイチ 勝又 健一	介護職員 (介護福祉士)	○		○		
マシマ ハルカ 眞島 春佳	介護職員 (認知 症基礎研修終了)	○		○		
タナタ ナナ 多田 奈々	介護職員 (認知 症基礎研修終了)	○			○	管理職員
ヤマムラ タカ 山村 貴子	介護職員 (実務者研修)		○		○	グループホーム介護職員
タカハシ マサコ 高橋 正子	介護職員 (認知 症基礎研修終了)		○	○		
タカヤマ ユミコ 高山 由美子	介護職員 (介護福祉士)		○	○		
シガ マリコ 志賀 眞理子	調理員 (HH2級)		○	○		介護職員(HH2級)
ヤブウチ ヒデハル 藪内 秀春	調理員		○	○		
ハラタ ユキコ 原田 ゆき子	看護職員		○		○	グループホーム看護職員

## 利用料その他の費用の額

利用単位数(介護保険給付対象サービス)		(介護保険給付対象外サービス)	
要支援1	3,450単位 (1ヶ月)	食事代 朝	350円
要支援2	6,972単位 (1ヶ月)	昼	650円
要介護1	10,458単位 (1ヶ月)	夕	600円
要介護2	15,370単位 (1ヶ月)	宿泊費(1泊につき)	1500円
要介護3	22,359単位 (1ヶ月)	光熱水費(1泊につき)	700円
要介護4	24,677単位 (1ヶ月)	リネン代(1泊につき)	45円
要介護5	27,209単位 (1ヶ月)	合同洗濯(1回につき)	20円
サービス提供体制加算Ⅰ(イ)	750単位 (1ヶ月)	個別洗濯(1回につき)	100円
総合マネジメント体制強化加算	800単位 (1ヶ月)	くもん学習療法(該当者のみ)	2,500円
認知症加算Ⅲ	760単位 (1ヶ月)	日常生活費	実費
認知症加算Ⅳ	460単位 (1ヶ月)	おむつ代	実費
初期加算(30日まで)	30単位 (1日につき)	教養娯楽費	実費
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	基本料金+各種加算×14.6%/月		

介護保険自己負担額につきましては、ご本人の介護保険自己負担割合証に応じた額を頂戴いたします。

## 秘密の保持

- 当事業所の介護支援専門員、その他の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、介護支援専門員その他の従業者が、当事業所の従業者でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

## 事故発生時の対応

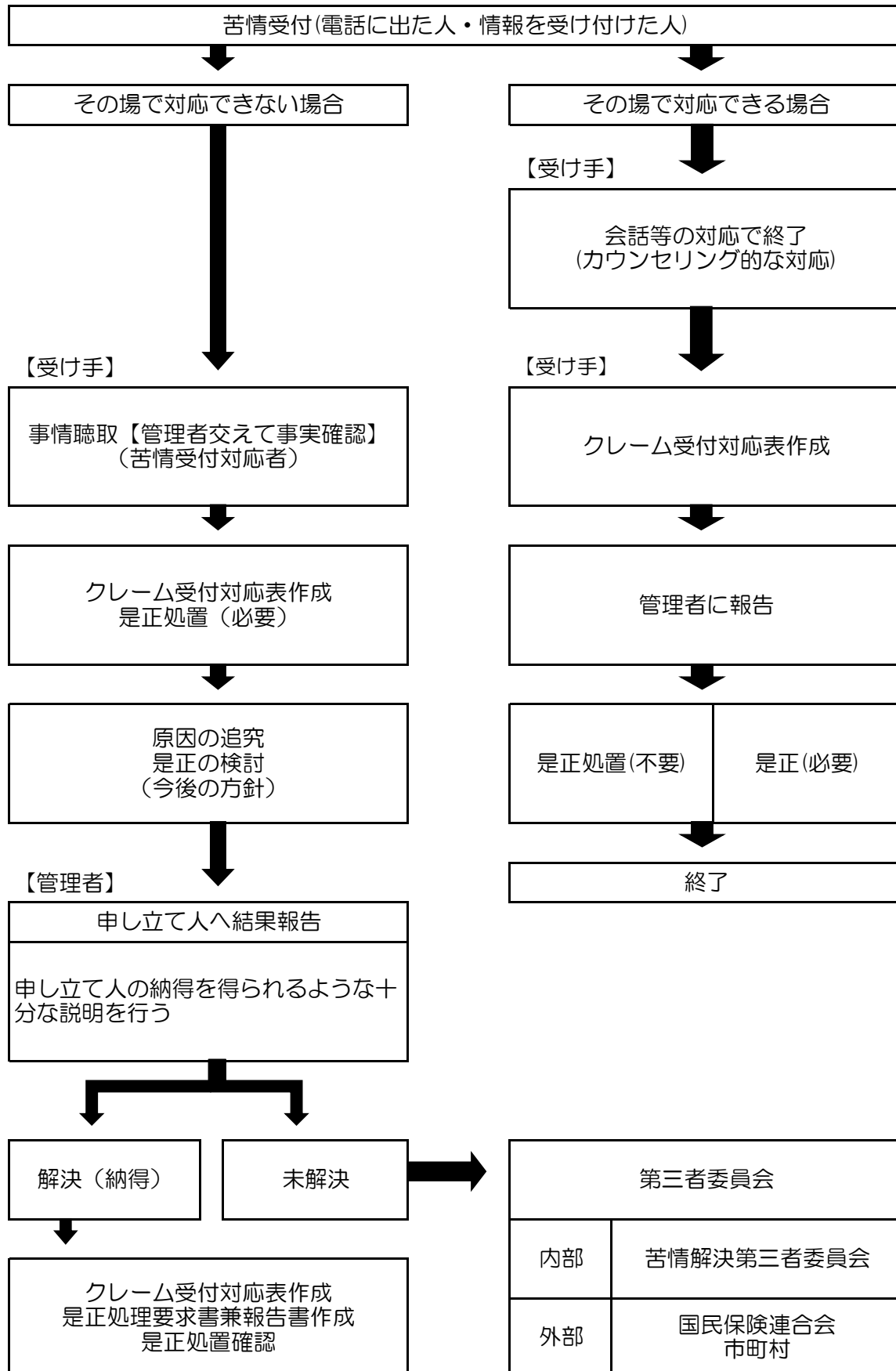
- 当事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 苦情処理の体制

… 別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

## 苦情フローチャート(手順書)



## 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	健康倶楽部ゆざわ
申請するサービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防 小規模多機能型居宅介護

### 措置の概要

1	利用者からの相談又は苦情などに対応する窓口（連絡先）及び担当者の設置状況 苦情担当窓口を次の通り設置します。
①	窓口設置場所 新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽151-116 健康倶楽部ゆざわ 電話番号 025-787-1101 FAX番号 025-787-1103 窓口開設時間 午前8時30分から午後5時30分まで
②	対応者 (管理者) 森下 美紀
③	その他 午後5時30分以降についても、連絡体制を取っております。
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順
(1)	相談及び苦情の対応 相談又は電話があった場合、原則として事業所の計画作成担当者が対応します。一般職員に苦情があった場合は、必ず計画作成担当者と連携し対応します。そして、その内容を管理者に直ちに報告します。
(2)	確認事項 相談又は電話については、次の事項について確認します。 相談又は苦情にあった苦情者の氏名及び利用者の氏名、具体的な苦情・相談の内容（日時等）、担当した職員の氏名（苦情者が分かる場合）、対応した職員の氏名等を記載します。
(3)	相談及び苦情処理期限の説明 相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を提示し、相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明します。
(4)	相談及び苦情処理 概ね次の手順により、相談及び苦情について処理します。 ①事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議をします。 ②サービスを提供した職員からの概況説明を行います。 ③問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行います。 ④文章により回答を作成し、計画作成担当者が事情説明を利用者に対して直接行った上で、文書を渡します。 ⑤苦情処理の概要についてまとめた上で利用者を担当する市町村に対して報告を行い、更なる改善点について助言、指導を受けます。
3	その他の参考事項
	《健康倶楽部ゆざわ》では、利用者の皆様が可能な限りその居宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援いたします。笑顔と安らぎのある暮らしを支えたいと願っております。どうぞお気軽にご相談下さい。 計画作成担当者が対応いたします。